



■令和5年11月28日～12月20日、12月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。  
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいごオフィシャルサイト」でご覧になれます。

## 山本せいごの一般質問（12月会議）

### （1）スクールカウンセラー について

■スクールカウンセラーの仕事は、臨床心理士及び公認心理士の資格を持ち、学校現場で不登校やいじめ、親子関係、学習関係など様々な問題や心の悩みを抱えた児童・生徒に寄り添い、専門的な知識やスキルを駆使して、相談・支援を行い、心のケアや早期の立ち直りを促す仕事とされている。

令和5年度の国の予算も、ソーシャルワーカーと合わせ82億円を計上、前年より5億円増額され、対策強化を打ち出し、それを求めている。本町における各校への配置及び増員などの対策強化策を問う。

**質問1:**スクールカウンセラーの配置は、国・府の基準にプラスして、町独自で小学校へは年・185時間を増配置している。  
小中学校で求められている仕事量に対して、その時間で十分対応できているのか。

- 答 弁:①本町のスクールカウンセラーの配置状況は、小・中学校全体で4名になる。  
②各小学校には、週1日6時間勤務、各中学校においては週1日7時間勤務になる。  
③各学校に、配置時間に関し聞いたところ、8校中5校では、十分またはおおむね足りている。残る3校では足りていないとの声でした。  
④足りていない学校の課題として、継続的な課題が多く相談予約が埋まってしまう。教員への専門家支援や連携などの時間がとりにくいという声がある。  
⑤現状は足りているが、今後不登校の子供が増加する傾向が続くと不足していくという声もある。

**質問2:**各学校間・学校内の連携、スクールカウンセラー間の連携、教育委員会との連携など、関係機関との連携は重要要素であるが、現行の配置状況で問題・課題はないのか。

- 答 弁:①スクールカウンセラー4名のうち3名は中学校に拠点配置され、ここから当該中学校区内の小学校に派遣される。  
②また1名は、小学校に拠点配置となっている。  
③このようにして基本的に同じ校区の小・中学校で同じカウンセラーが勤務できている状況から小中連携の観点では継続的な支援が可能な体制が構築できている。

**質問3:**文部科学省は16年前に、「いじめ自殺の対応でスクールカウンセラーの存在は不可欠であった」と振り返り、また学校や教育委員会の要望は極めて多いとして体制強化の必要性を指摘している。  
本町の経緯と考え方を問う。

- 答 弁:①本町の小・中学校の課題として、いじめや貧困、発達障害など様々な課題に直面する中で、専門的な知識や技能を有するスクールカウンセラーは学校になくてはならない存在である。  
できる限りの増員を図る中で現在の配置状況になっている。  
②しかし、本町でも不登校の出現率が高まってきている現状を踏まえると、一人でも多くの支援ができるよう相談体制を強化することが重要となっており、カウンセラーの配置の充実を国や府に求めている。  
今後も強く要望していきたいと考えている。

**質問4:**令和5年度の国の予算で、本町において体制強化された内容はあるか。

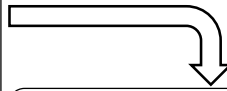
- 答 弁:①中学校のスクールカウンセラーの配置時間は京都府で280時間配置されている。  
②一方、小学校へは、平成23年から町単費で各校へ140時間の配置をしていたが、平成29年度より一部府費による措置がされるようになった。  
③令和5年度では、小学校の配置時数は263時間となっており、府費で78時間、町費で185時間となっている。  
④また運用する中で、必要であれば町費の185時間を超過しても配置を継続できるよう努めている。

# 議会だより (つづき 1)

## スクールカウンセラー について (つづき)

**質問5:** 採用任命権者は府であるが、各校1名の常備配置が求められている。  
本町としての今後の方向と取り組みは。

- 答 弁: ①国は令和6年度からスクールカウンセラーの常勤化に向けて調査研究を進める方向となっている。
- ②スクールカウンセラーの人材確保や配置については府費で措置されるものであるが、それができない間は、町単費により小学校への配置時数を増やし、可能な範囲で配置の充実に努めてきた。
- ③こうした努力を続けつつ、配置日数や時間の増加について引き続き京都府に要望していきたい。



**再質問:** 国の、スクールカウンセラーの常駐、常勤体制の方向付けに対しては、現況のデータを論理的に精査して、増員配置ができるように理論武装して、きちんと府や国に物申していただきたい。

- 答 弁: ①実態を十分に把握、分析をして京都府に物申せとの趣旨と受け止めます。
- ②これまでから不足分を本町が単費で継ぎ足して支援を継続している。  
新たな支援で今以上に支援の時間数が増える部分も当然あるので、そういう部分も含めて国、府に強く要望していきたい。



### 山本議員から 一言



#### ■スクールカウンセラーについて

1. スクールカウンセラー制度について、関係者や保護者などに周知する必要がある。  
各小・中学校のホームページに統一して「相談時間や予約制であることなど」を載せて、スクールカウンセラーがきちんと対応することをお知らせしていくべきです。現場に指示してください。
2. スクールカウンセラーの相談体制の充実などについて、国の予算が増額されている。  
そういったことを含めてきちんと理解をし、現場の仕事、流れ、連携などを教育委員会で把握する。  
スクールカウンセラーの配置等については、教育委員会から府に申し上げる責任を負っている。  
いろんな子供に起きている事象を、専門家によって解消していく体制を充実していく努力をしていただきたい。
3. スクールカウンセラーの問題は、精華町の子供の未来を守るという観点から取り組んでいただくよう強く求めます。 答弁された内容について早く解決していただくよう求めます。

# 議会だより (つづき 2)

## (2) 町政協力員 について

■町政協力員の職務は、精華町の規則により次のように定められている。

- (1)町政の普及徹底に関すること。
- (2)町行政における住民との相互連絡に関すること。
- (3)その他、町長が特に必要と認めること。

また、町政協力員は、精華町の特別職に属する非常勤職員と定められている。

●各地域の実態は、自治会の入会率の低下などで地域状況が変化している。その中で、町政協力員の役割りは益々重要になっている。そこで、町政協力員の課題について次の点について問う。

**質問1:** 受け持ちエリアは選出されている地域全体である。その周知と認識度をどのように把握しているのか。

答 弁: ①精華町の町政協力員制度は、40年以上にわたって運用してきている制度であり、すでに広く認知されているものと認識している。

**質問3:** 地域全体の任務を負い、非常勤職員であることから、職員としての責務を負うこととなる。その周知をどのようにしているか。

答 弁: ①町政協力員の職務内容や特別職の非常勤職員としての説明は、年度当初の町政協力員協議会総会で説明している。

**質問4:** 町政協力員の報酬は、業務内容、業務量に見合った額と考えているのか。業務実態とその報酬額の根拠は。

答 弁: ①業務実態は、町政の普及徹底に関することや、町行政における住民の相互連絡に関することとして、町と地域をつなぐ橋渡しの役割を担っていただいている。  
②報酬額は、規則により、年額10万円を基準として、世帯数に応じ8万円から12万円の範囲で設定している。

**質問2:** 選出方法は、地域の自治会に所属し、自治会の推薦とある。

現在は自治会離れによる組織率低下で地域への影響力が弱まっているなどから、再考する必要性がある。

答 弁: ①自治会の加入率の低下については大変危惧している。  
②自治会は、各地区の自治を行う基礎的団体で最も影響力のある大きな団体である。町行政の普及徹底や相互連絡などを考えた際、自治会推薦のかたに町政協力員を務めていただくことは業務遂行の上で最も効率的な手法と考えている。  
③現時点で、町政協力員の推薦方法について再考する考えはない。

**質問5:** 町政協力員は、非常勤職員であることと業務内容から、公募による方法などに改善すべきと考えるが、いかがか。

答 弁: ①自治会から推薦いただく現行の方法が最も効率的と考えているので、現時点で公募などの方法などは考えていない。

### 山本議員から 一言



■町政協力委員の立場から課題を提議し、改善を求める。

1. 町政協力員は何をするんだろう。自治会(長)との違いは何だろう。兼務している地域も多い。
  - ・自治会長は、自治会を地域に根差した組織として、基礎単位として残していく責務がある。自治会は、良好な地域社会の維持・形成に共同活動をする。…町に要望する立場
  - ・町政協力員の仕事は、町政の普及徹底、町行政における住民との相互連絡に関すること。配布物の配布、住民要望に対し、町の解答を伝え理解を得るなど…町の立場で業務をする立場

●町政協力員を自治会長が兼務する場合、それぞれの役割を明確にする必要がある。

2. 自治会の負担と町政協力員の負担の業務量を考えたら、町政協力員に対して条件整備をする必要がある。受持ち範囲から言えば、自治会長より町政協力員のほうが担当世帯数が多い。現在は、町政協力員は、地域に1名と規定されている。過去には、補助員を設けた時期もあった。

●町政協力員の報酬や定員数なども含め、私の申し上げた指摘に早急に対応していただきたい。

# 議会だより (つづき 3)

## 町政協力員 について (つづき)

### 再質問：町政協力員と自治会との関係性など

**再質問1:**以前に町政協力員の公募制は規約にないと回答された。必要なら規約を変えたらいいのではないか？

答 弁:①公募はなじまないと考えている。  
自治会の代表として推薦され選出いただく、そのことが地域の中で認知されるということにもつながると思っている。  
②要綱の改正は、当然必要な制度の改善には必要と思うが、公募については必要はないと考えている。  
③必要な改善の具体的な事例はないが、運営していく中で必要なら、総会で図って合意の下で改正していくことになる。

**再質問2:**自治会員の組織率40%の地域で、町政協力員を兼務する自治会長が、自治会未加入の60%の人に町行政を施行することになる。  
自治会長は、軸足をどちらに置くか？  
その地域全体を見て、仕事をされているか？

答 弁:①各地域においては自治会の方で、特に役員経験者の方を中心に町政協力員の役割は認識されていると思っている。  
②自治会加入率の問題はあるが、自治会はその地域で最も影響のある団体であるのでいろんな意見を聞き、また地域全体の意見を集約するよう町政協力員にお願いしている。



**再質問3:**自治会離れの一つの要因として、町政協力員と自治会長の兼務で、仕事がオーバラップして、自治会の仕事が多いように見える。  
町政協力員の仕事として規定に基づいてきちんとしてもらいたい。  
規定上問題なら、規定を変えるべきでないか。

答 弁:①實際上兼務されている方が多い。推薦の際、自治会長が町政協力員を兼ねる必要はないことはアナウンスしている。  
結果的に兼務されているところが大半となっている。自治会で何か効率的な部分があるとの理解をしている。

**再質問4:**配布物も、かつて全部自治会が配布していた。今改善されたとわいえ、自治会に補助金を出して、結局自治会が配布している。  
また町の〇〇委員の推薦も町政協力員の仕事であるが自治会長宛にくる。根本的な問題。

答 弁:①配布物については、「自治会が配布する」と「町が直接配布する」場合との選択制に整理させていただいた。  
②委員の推薦は、町政協力員の制度上は、町政協力員を通じて自治会長に文書をお渡しするよう整理した。

**再質問5:**府の町政協力員に対するアンケート調査で、精華町は「自治会長との兼務が実態で、自治会が時として町に対する圧力団体になり得る性質上、相反する立場の職を兼務していることが課題」として書いている。

答 弁:①自治会長は町に対して要望を伝える立場、町政協力員は地域の要望の具現化、つまり要望に対してできない場合、その回答と理解を得るという業務がある。  
そういう部分で自治会長と町政協力員が利益相反するという可能性は含んでいるという内容の課題はあると認識している。